

# 秋田市土砂災害ハザードマップ (河辺北野田高屋字黒沼・和田字和田・岡村ほか)

令和3年4月発行

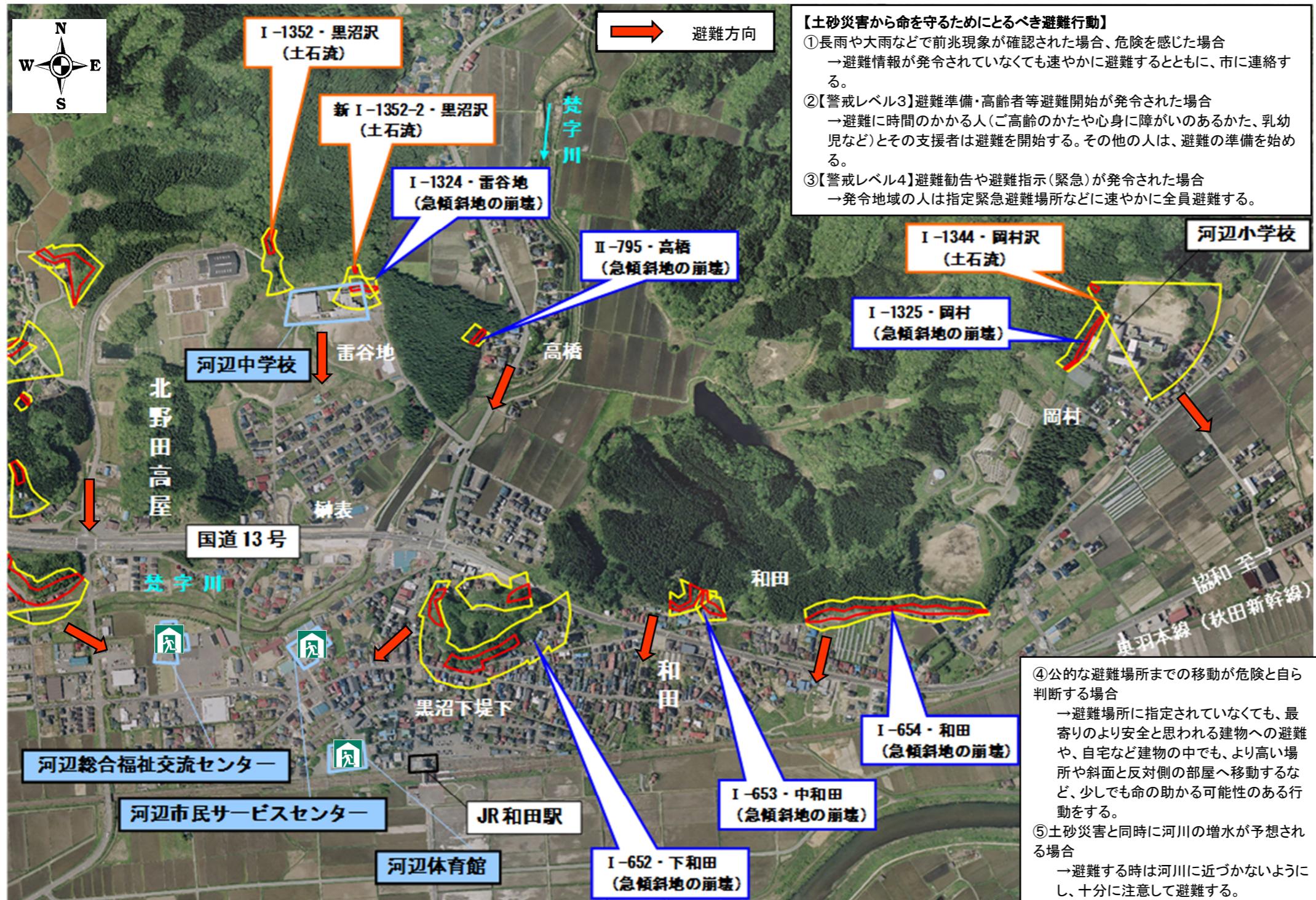
問い合わせ先 :

秋田市総務部防災安全対策課

秋田県秋田地域振興局建設部保全・環境課

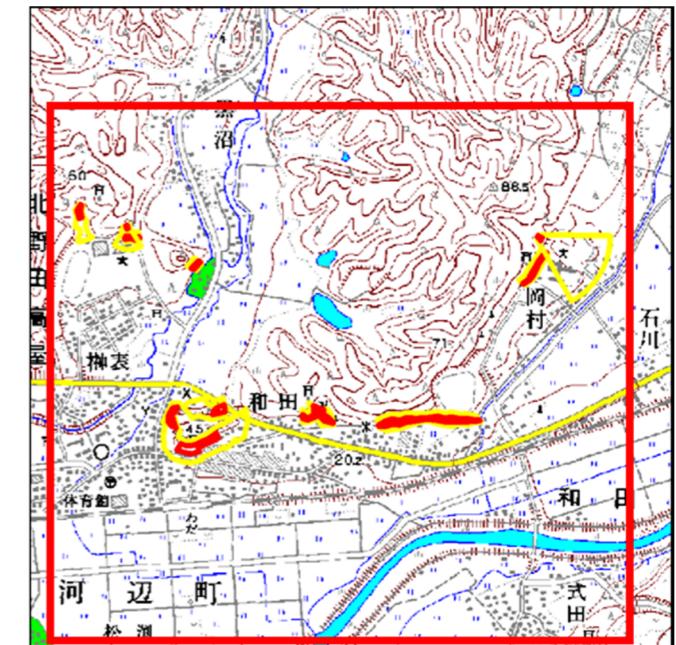
電話 018-888-5434

電話 018-860-3482



## 【土砂災害から命を守るためにとるべき避難行動】

- ①長雨や大雨などで前兆現象が確認された場合、危険を感じた場合  
→避難情報が発令されていなくても速やかに避難するとともに、市に連絡する。
- ②【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合  
→避難に時間のかかる人(ご高齢のかたや心身に障がいのあるかた、乳幼児など)とその支援者は避難を開始する。その他の人は、避難の準備を始める。
- ③【警戒レベル4】避難勧告や避難指示(緊急)が発令された場合  
→発令地域の人は指定緊急避難場所などに速やかに全員避難する。



自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則です。  
日頃から、家族や町内会等で、避難場所や、避難時の行動について、確認しておきましょう。

## 凡例

項目	記号
土砂災害警戒区域	□
土砂災害特別警戒区域	□
土石流危険渓流	○
指定緊急避難場所	△

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域」です。

・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時には警戒避難が必要となる可能性がありますので、注意してください。

・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、危険箇所などをよく確認しましょう。

# 土砂災害に備えて

大雨の時など避難の際に必要となりますので、家族全員がわかる場所に保管しておきましょう。

## ■ 土砂災害警戒区域や避難場所を確認しておきましょう！

- 黄色**で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域」です。
- 赤色**で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合、建物に危害が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域」です。
- 土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時などに、警戒避難体制が必要となる可能性がありますので、ご注意ください。
- また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、危険箇所などをよく確認しましょう。

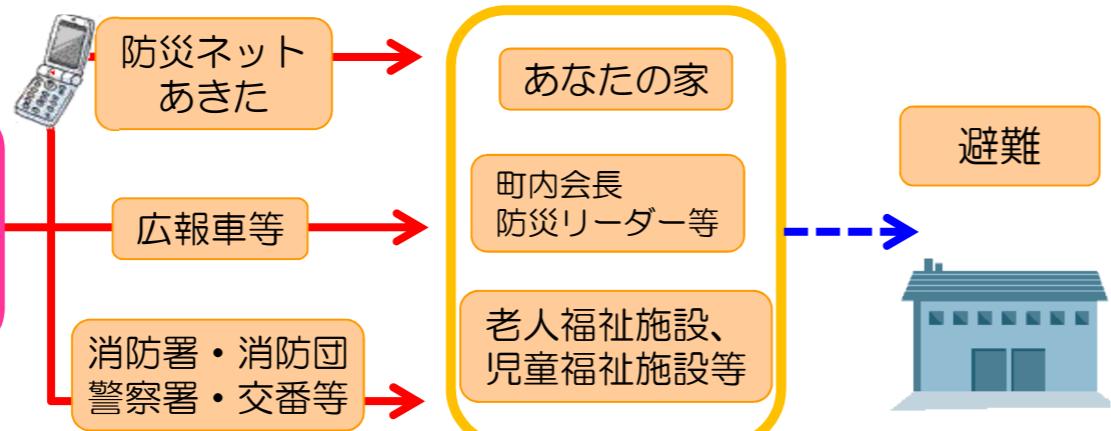
## ■ 雨が強くなってきたら、雨量・警報等の情報を入手しましょう！

- まずはテレビやラジオのニュース等で気象情報を確認しましょう。
- 雨が強くなってきたら、テレビのデータ放送やインターネットでも確認しましょう。

「秋田県河川砂防情報システム」  
<http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/>  
「秋田県防災ポータルサイト」  
<https://www.bousai-akita.jp/>  
「防災ネットあきた（秋田市ホームページ）」  
<https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/1009827.html>

## ■ 危険を感じた場合は、直ちに避難しましょう！

- 避難勧告等が出ていなくても、危険を感じたら、早めに安全な場所に避難しましょう。
- 避難勧告等は、防災ネットあきた（登録制メール）やテレビ、広報車等でお知らせします。
- 避難する際には、他の土砂災害危険箇所を避けた避難経路を選択しましょう。
- 屋外への避難が困難な場合は、建物の2階以上で斜面と反対側の部屋などに避難を！



## ■ 前兆現象を見つけたら、直ちに市役所に連絡しましょう！

- 下図のような現象を見つけたら直ちに連絡してください。



### \* 指定緊急避難場所 \*

- 河辺市民サービスセンター  
住所：河辺和田字北条ヶ崎38-2  
電話：018-882-5221
- 河辺総合福祉交流センター  
住所：河辺北野田高屋字上前田表66-1  
電話：018-881-1201
- 河辺体育館  
住所：河辺和田字上中野186  
電話：018-882-3654



※避難場所などが近くにない場合は、土砂災害警戒区域等から離れた場所に避難しましょう。  
※危険区域以外に住む、親戚や知人等がいたら、あらかじめ避難させてもらえるよう事前に相談しておきましょう。